受付印		支払韓引 徴	報告 収	にカッス	いる給与	所得者	異動届	書	佐見	徴収義務者	
· 文 17 Fl ³	*	異動(新	規・退職	₹・転勤・休職等)	があった場合は	:、翌月の10日ま	きでに必ず提出し	、てください。		1500 1500 1500 1500 1500 1500 1500 1500	宛名番号
		給物物	名 称								
高原	原町長 様	支 戦 ((氏 名)						担当者		
年	月 日提出	七	所在地						氏 名	電話	
フリガナ	給 与 所 得	者		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由		後の未徴収 質の徴収	1月1日から退職 までの給与支払額 (賞与を含む)
氏 名 (旧 生年月日	姓 <u>)</u> 年 月	 日生			月から		年月日	1. 新規2. 退職3. 転勤	2. 特別	現特別徴収 日後収継続 日差引継続)	円
	異動後の新住所				月まで 円		徴収の場合 期まで納付済み	4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡	3. 一指	6徴収をして 月分 納入します。	控除社会保険料
→兄/1十 F/1 							<u> </u>	I U. /L L	I 42 C	1111/105/0	

○ 一括徴収 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収する場合

			異動者印
一括徴収	又の申	し出	
年	月	日	

一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。

退職の日が翌年1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。(地方税法321条の5②)

なお、当年6月1日から12月31日までの間は本人の申し出により一括徴収できます。 この場合、左欄の申し出期日の記入と押印をお願いします。

一括徴収できない理由 普通徴収を選択した場合、必ず記載して下さい。

(残額個人請求)

4. 普 诵 徵 収

- 1 卑動の日が6月1日から12月31日までの間で一括徴収の希望がないため
- 2. 異動の日が1月1日から4月30日の間で、未徴収税額(上記(ウ))の額を 越える給与、退職金の支払がないため。
- 3. 死亡による退職であるため。
- 4. その他 理由(

7. 育児休業

8. その他

◎ 転 勤 転勤等により新しい勤務先において【特別徴収】を希望される場合

	(特	フリガナ		新 特別徴収義	務者 指定番号	担当課•係名	残 税 額
転勤	別 徴 収	住 所]				円を 月分
先	義務者)	^{フリガナ} 名 称		転勤先の 担当者名	雷話		から徴収するよう連絡済です。

未納金は特別徴収に繰り入れ

特別徴収開始 月より

	異 動 内 容	処 理 日	担当者	新指定番号	開始月
町処理欄					